

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 31 年 1 月 16 日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構秋田病院

院 長 石岡 隆

1 競争に付する事項

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 調達件名及び数量 | 病理遠隔診断装置（一式）の購入 |
| (2) 調達案件の仕様等 | 入札説明書及び仕様書による |
| (3) 履行期限（期間） | 契約日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日 |
| (4) 履行場所 | 独立行政法人地域医療機能推進機構秋田病院 |
| (5) 入札方法 | 一般競争入札方式により交渉権者を決定するものとする。 |
- ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、物品の納入に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積るものとする。
- ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則(以下「契約事務細則」という。)第 5 条及び第 6 条の規定に該当しないものであること。
- (2) 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「物品の販売」の A～D 等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者、又は当院契約審査委員会において参加を認めた者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去 3 年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (4) 契約事務細則第 4 条第 4 項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。

3 契約条項を示す場所

〒016-0851 秋田県能代市緑町5番22号

独立行政法人地域医療機能推進機構秋田病院 総務企画課（契約担当）

電話 0185-52-3271

※入札説明書の交付を希望する者は、事前に電話連絡すること。

4 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記3に同じ。

- (2) 入札書の受領期限

平成31年2月5日(火) 17時00分

(郵送する場合には受領期限までに必着のこと。)

- (3) 開札日時及び場所

平成31年2月7日(木) 14時00分 図書室

5 その他必要な事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

- (2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨「日本語及び日本国通貨」

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2(1)の証明となるもの及び仕様書において定めるものを添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否「要」

- (6) 契約の相手方の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

- (7) 詳細は入札説明書による。